

# 匝瑳市議会平成19年12月定例会議事日程（第20日）

12月26日（水曜日）午前10時開議

- 1 開 議
  - 2 付託議案に対する各委員長（総務・文教福祉・産業建設）審査報告
  - 3 委員長報告に対する質疑
  - 4 議案（第1号－第8号）・請願（第1号）・陳情（第1号－第4号）に対する討論
  - 5 議案（第1号－第8号）・請願（第1号）・陳情（第1号－第4号）の採決
  - 6 発議案（第2号－第5号）の上程－採決  
発議案第2号 日豪EPA並びにFTA交渉に対する意見書について  
発議案第3号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書について  
発議案第4号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止を求める意見書について  
発議案第5号 後期高齢者医療制度の施行中止・撤回を求める意見書について
  - 7 一部事務組合議会関係議員の選挙
  - 8 閉会中の所管事務調査申出書の件
  - 9 閉 会
- 

## 出席議員（21名）

議 長	佐 藤 正 雄 君	副議長	浅 野 勝 義 君（遅刻）
1 番	武 田 光 由 君	2 番	越 川 竹 晴 君
3 番	小 川 博 之 君	4 番	石 田 加 代 君
6 番	栗 田 剛 一 君	7 番	川 口 明 和 君
8 番	椎 名 嘉 寛 君	9 番	江波戸 友 美 君
10 番	苅 谷 進 一 君	11 番	田 村 明 美 君
12 番	佐 藤 悟 君	13 番	佐 瀬 公 夫 君
15 番	浪 川 茂 夫 君	16 番	林 芙 士 夫 君
17 番	佐 藤 浩 巳 君	19 番	岩 井 孝 寛 君
20 番	石 田 勝 一 君	21 番	山 崎 剛 君
24 番	大 木 傳 一 郎 君		

---

欠席議員（3名）

14番 小川昌勝君                      22番 行木勲君  
23番 林日出男君

---

事務局職員出席者

事務局長 實川豊治                      次長 大木昭男  
主査 補 小野寺綾子

---

地方自治法第121条の規定による出席者

市長	江波戸辰夫君	副市長	伊藤正勝君
会計管理者	林明君	秘書課長	小林正幸君
企画課長	増田重信君	総務課長	角田道治君
財政課長	宇野健一君	税務課長	伊知地良洋君
市民課長	石橋春雄君	環境生活課長	古作和英君
健康管理課長	大木公男君	産業振興課長	鈴木日出男君
都市整備課長	鎌形信雄君	建設課長	野口晴夫君
福祉課長	鎌形廣行君	高齢者支援課長	柏熊明典君
市民病院院長	飯島平一郎君	教育委員会	鈴木勘治君
教育委員会	二村好美君	教育委員会	鈴木憲一君
学校教育課長		生涯学習課長	
農業委員会	加藤三好君		
農事			

開議の宣告（午前10時00分）

○議長（佐藤正雄君） おはようございます。これより、去る12月21日の本会議散会前に引き続きまして本日の会議を開きます。

なお、本日ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。



付託議案に対する各委員長（総務・文教福祉・産業建設）審査報告

○議長（佐藤正雄君） 日程第1、日程に従いまして、これより各常任委員会に付託しました案件の議案第1号から議案第8号までと請願第1号及び陳情第1号から陳情第4号までの審査の経過と結果についてを一括議題とします。

なお、去る12月19日に各常任委員会に付託いたしました議案等の審査の経過と結果はお手元に配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 配付漏れなしと認めます。

これより各常任委員会の審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

栗田剛一君。

〔総務常任委員長栗田剛一君登壇〕

○総務常任委員長（栗田剛一君） おはようございます。

総務常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

去る12月19日の本会議において当委員会に付託されました事件は、議案第1号 平成19年度匝瑳市一般会計補正予算（第3号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳入の部全部、歳出の部、第1款議会費、第2款総務費（第1項総務管理費のうち、第10目市民生活費、第13目諸費、第3項戸籍住民基本台帳費を除く）、第8款消防費、第11款公債費、第2表地方債補正、議案第7号 匝瑳市職員の給与に関する条例及び匝瑳市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上議案2件で、この審査のため、去る12月19日、午後3時から第3委員会室において、委員8名、執行部から副市長及び関係課長等の出席を求め委員会を開催しました。その審査の経過と結果について御報告します。

初めに、議案第1号 平成19年度匝瑳市一般会計補正予算（第3号）について、第1表歳

入歳出予算補正、歳入の部全部、歳出の部、第1款議会費、第2款総務費（第1項総務管理費のうち、第10目市民生活費、第13目諸費、第3項戸籍住民基本台帳費を除く）、第8款消防費、第11款公債費、第2表地方債補正について質疑に入りました。

質疑では、地方交付税や財政調整基金にかかわる事項、市税の調定や収納見込みにかかわる事項、市有地の売却や入札状況の公表にかかわる事項等についての質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第7号 匝瑳市職員の給与に関する条例及び匝瑳市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

質疑では、現在の任期付職員の採用状況についての質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

以上で、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（佐藤正雄君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

田村明美君。

〔文教福祉常任委員長田村明美君登壇〕

○文教福祉常任委員長（田村明美君） 文教福祉常任委員長から報告いたします。

文教福祉常任委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

去る12月19日の本会議において当委員会に付託されました事件は、議案第1号 平成19年度匝瑳市一般会計補正予算（第3号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第13目諸費、第3項戸籍住民基本台帳費）、第3款民生費、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第4目環境衛生費を除く）、第5款農林水産業費（第1項農業費第6目農地費のうち環境改善センター維持管理費）、第9款教育費、議案第2号 平成19年度匝瑳市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第3号 平成19年度匝瑳市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第4号 平成19年度匝瑳市病院事業会計補正予算（第2号）について、議案第5号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第6号 匝瑳市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての議案6件と、陳情第1号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情書、陳情第2号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止を求める意見書提出を求める陳情書、陳情第4号 「後期高齢者

医療制度の施行中止・撤回を求める意見書」を政府に提出を要請する陳情書の陳情3件でした。

この審査のため、去る12月19日午後2時30分から第2委員会室において、委員8名と執行部側から教育長及び関係課長等の出席を求め委員会を開催いたしました。その審査の経過と結果につきまして御報告いたします。

初めに、議案第1号 平成19年度匝瑳市一般会計補正予算（第3号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第13目諸費、第3項戸籍住民基本台帳費）、第3款民生費、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第4目環境衛生費を除く）、第5款農林水産業費（第1項農業費第6目農地費のうち環境改善センター維持管理費）、第9款教育費について質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第2号 平成19年度匝瑳市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第3号 平成19年度匝瑳市介護保険特別会計補正予算（第2号）について質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第4号 平成19年度匝瑳市病院事業会計補正予算（第2号）について質疑に入りました。

質疑では、公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画、医療連携協議会の状況、介護老人保健施設の利用状況、職員の状況等について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第5号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について質疑に入りました。

質疑では、学校教育法の条文について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、議案第6号 匝瑳市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入りました。

質疑では、印鑑登録の関係について質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議で可決するものと決しました。

次に、陳情第1号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情書について審査しました。

歯科医師の診療状況について意見が出されました。採決の結果、賛成全員で本会議において採択すべきものと決しました。

次に、陳情第2号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止を求める意見書提出を求める陳情書について審査しました。

介護療養病床廃止・医療療養病床削減等について、利用者の立場から意見が出されました。採決の結果、賛成全員で本会議において採択すべきものと決しました。

次に、陳情第4号 「後期高齢者医療制度の施行中止・撤回を求める意見書」を政府に提出を要請する陳情書について審査いたしました。

後期高齢者医療制度にかかる保険料負担について意見が出され、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成全員で本会議において採択すべきものと決しました。

以上で、文教福祉常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（佐藤正雄君） 文教福祉常任委員長の報告が終わりました。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

佐藤悟君。

〔産業建設常任委員長佐藤 悟君登壇〕

○産業建設常任委員長（佐藤 悟君） 産業建設常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

去る12月19日の本会議において、当委員会に付託されました事件は、議案第1号 平成19年度匝瑳市一般会計補正予算（第3号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費）、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第4目環境衛生費）、第5款農林水産業費（第1項農業費第6目農地費のうち環境改善センター維持管理費を除く）、第6款商工費、第7款土木費、議案第8号 匝瑳市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、請願第1号 「日豪EPA並びにFTA交渉に対する意見書」採択に関する請願書、陳情第3号 「匝瑳市栢田浜地区に建設予定の大型牛舎に係る農地転用許可の取消しと畜舎建設に環境法令の適用を求める意見書」提出を求める陳情書、以上、議案2件、請願1件、陳情1件でありました。

この審査のため、去る12月19日午後2時30分から匝瑳市民ふれあいセンター第3会議室において、委員6名、執行部から関係課長等の出席を求め委員会を開催しました。その審査の

経過と結果について御報告します。

初めに、議案第1号 平成19年度匝瑳市一般会計補正予算（第3号）について、第1表歳入歳出予算補正、歳出の部、第2款総務費（第1項総務管理費のうち第10目市民生活費）、第4款衛生費（第1項保健衛生費のうち第4目環境衛生費）、第5款農林水産業費（第1項農業費第6目農地費のうち環境改善センター維持管理費を除く）、第6款商工費、第7款土木費について、担当課長の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑では、防犯灯の維持管理などについて質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成全員で原案のとおり本会議において可決するものと決しました。

次に、議案第8号 匝瑳市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、担当課長の説明を求めた後、質疑に入りました。

質疑では、公営住宅における生活安全性の確保や暴力団員排除に関する実務上の課題などについて質疑があり、執行部から詳細な説明がありました。採決の結果、賛成全員で原案のとおり、本会議において可決するものと決しました。

次に、請願第1号 「日豪EPA並びにFTA交渉に対する意見書」採択に関する請願書について審査しました。採決の結果、賛成全員で、本会議において採択すべきものと決しました。

次に、陳情第3号 「匝瑳市栢田浜地区に建設予定の大型牛舎に係る農地転用許可の取消しと畜舎建設に環境法令の適用を求める意見書」提出を求める陳情書について審査に入りました。

陳情の経緯並びに現在の栢田浜地区の状況などに関する意見交換が行われ、慎重に審査し、採決の結果、賛成全員で、本会議において継続審査とすべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（佐藤正雄君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

以上で各常任委員長の報告が終わりました。



#### 委員長報告に対する質疑

○議長（佐藤正雄君） 日程第2、これより質疑に入ります。ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） お諮りいたします。質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。これをもって質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終結いたします。



議案（第1号—第8号）・請願（第1号）・陳情（第1号—第4号）に  
対する討論

○議長（佐藤正雄君） 日程第3、これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありません。

お諮りいたします。討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。よって、討論を省略して採決に入ります。



議案（第1号—第8号）・請願（第1号）・陳情（第1号—第4号）の  
採決

○議長（佐藤正雄君） 日程第4、これより議案等の採決をいたします。

ただいまの出席議員数は20名であります。

議案第1号 平成19年度匝瑳市一般会計補正予算（第3号）について、本案に対する各委員長の報告は可決であります。本案は各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 平成19年度匝瑳市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 平成19年度匝瑳市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 平成19年度匝瑳市病院事業会計補正予算（第2号）について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 匝瑳市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 匝瑳市職員の給与に関する条例及び匝瑳市任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 匝瑳市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、請願1件について採決いたします。

請願第1号 「日豪EPA並びにFTA交渉に対する意見書」採択に関する請願書、本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、請願第1号は採択と決しました。

次に、陳情4件について採決いたします。

陳情第1号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択を求める陳情書、本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、陳情第1号は採択と決しました。

陳情第2号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止を求める意見書提出を求める陳情書、本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、陳情第2号は採択と決しました。

陳情第3号 「匝瑳市栢田浜地区に建設予定の大型牛舎に係る農地転用許可の取消しと畜舎建設に環境法令の適用を求める意見書」提出を求める陳情書、本件については、委員長から閉会中の継続審査の申し出があります。本件は委員長の申し出のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、陳情第3号は閉会中の継続審査とすることに決しました。

陳情第4号 「後期高齢者医療制度の施行中止・撤回を求める意見書」を政府に提出を要請する陳情書、本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、陳情第4号は採択と決しました。

暫時休憩をいたします。

午前10時28分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（佐藤正雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

#### 日程の追加

○議長（佐藤正雄君） お諮りいたします。本日、佐藤悟君ほか1名より発議案として、発議案第2号 日豪EPA並びにFTA交渉に対する意見書について、発議案第3号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書について、発議案第4号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止を求める意見書について、発議案第5号 後期高齢者医療制度の施行中止・撤回を求める意見書について、以上4件の提案がありました。開議前に議会運営委員会にお諮りし、上程することといたしました。よって、この際、本発議案4件について、本日の日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。よって、発議案4件について、本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

◇

#### 発議案（第2号－第5号）の上程－採決

○議長（佐藤正雄君） なお、発議案の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 配付漏れなしと認めます。

発議案第2号から発議案第5号までを一括議題とします。

お諮りいたします。発議案の朗読を省略して、直ちに提案者から提案理由の説明を求めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。よって、これより発議案第2号から発議案第5号までについて、提出者から提案理由の説明を求めることに決しました。

発議案第2号について、本案提出者、佐藤悟君から提案理由の説明を求めます。

佐藤悟君。

〔12番佐藤 悟君登壇〕

○12番（佐藤 悟君） 発議案第2号 日豪EPA並びにFTA交渉に対する意見書について

上記の議案を別紙のとおり、匝瑳市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成19年12月26日提出

匝瑳市議会議長 佐藤正雄様

提出者	匝瑳市議会議員	佐藤 悟
賛成者	〃	浪川 茂夫
〃	〃	栗田 剛一
〃	〃	田村 明美

なお、意見書の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

日豪EPA並びにFTA交渉に対する意見書（案）

4月から開始された日豪EPA（経済連携協定）並びにFTA（自由貿易協定）交渉に対し、オーストラリア政府は農産物も含む関税撤廃を強く主張すると見られています。オーストラリア政府の要求どおり、農産物の輸入関税が全面的に撤廃されるようなことになれば、政府の試算でも、肉牛、酪農、小麦、砂糖の主要4分野で約8,000億円の打撃を受け、関連産業や地域経済への影響を含めると2兆～3兆円の規模となるとされています。

また、食料自給率は30%台に低下するなど日本の農業と食料は壊滅的な打撃を受けることになり、農林業の多面的機能が失われ、農山村の崩壊、国土の荒廃、環境の悪化を招くことになります。

さらに、昨年、干ばつによって大減産となったオーストラリアの農業生産条件は極めて不

安定であり、安易に依存することは、世界的な食料不足、危機が心配されている中で、日本の食料安全保障を危うくする結果を招きかねません。

よって、国においては、日豪EPA並びにFTA交渉に当たっては、下記事項について特段の配慮がなされるよう強く要望します。

#### 記

- 1 日豪EPA並びにFTA交渉に当たっては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目について、関税撤廃の対象から除外するとともに、万一、これが受け入れられない場合は交渉を中断することを求めます。
  - 2 農産物貿易交渉は、農業・農村の多面的機能の発揮と国内自給による食料安全保障の確保を基本とし、各国の多様な農業が共存できる貿易ルールを確立することを求めます。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月26日

千葉県匝瑳市議会

内閣総理大臣 福田康夫様

外務大臣 高村正彦様

農林水産大臣 若林正俊様

以上、御審議いただきまして、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤正雄君） 発議案第2号の説明が終わりました。

次に、発議案第3号、発議案第4号及び発議案第5号について、本案提出者、田村明美君から提案理由の説明を求めます。

田村明美君。

〔11番田村明美君登壇〕

○11番（田村明美君） 発議案第3号、第4号、第5号について提出いたします。

発議案第3号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、匝瑳市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成19年12月26日提出

匝瑳市議会議長 佐藤正雄様

提出者 匝瑳市議会議員 田村明美

賛成者 //

浪川茂夫

〃 〃 栗田剛一  
〃 〃 佐藤悟

なお、意見書の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書（案）

歯や口腔を健康な状態に保ち、咀嚼や口腔機能を維持・回復することは全身の健康の増進や療養・介護のQOLを向上させ、国民医療費節減にも役立っていることが「8020運動」によって実証されている。

また多くの国民は、歯科医療について保険の利く範囲の拡大と自己負担の軽減を多く望んでいる。

しかし現実の歯科医療では、歯科診療報酬が抑制されているため、このような国民の要望に反して保険給付範囲が年々縮小されている。

例えば平成18年の診療報酬改定では、歯周病の定期的管理の条件が厳しくされ、日本歯周病学会会員の82%が「歯周病の治療ができにくくなった」との調査結果（宮崎・鹿児島・沖縄3県歯科医師会会員並びに日本臨床歯周病学会会員アンケート）に端的に示されているように、事実上歯周病の治療・定期的管理は保険で行えなくなった。

また義歯の作成・調整のための診療報酬が低く抑えられるとともに厳しい条件が付加されたために、従来以上に保険でより良く噛める入れ歯の提供が困難になっている。

これらのことから、歯科医師だけでなく、歯科衛生士、歯科技工士の労働環境も一段と厳しくなり、各地の歯科衛生士や歯科技工士養成所で廃校、定員割れが起きているなど、将来の歯科医療確保さえ危ぶまれる状況に陥っている。

このような事態を放置すれば、多くの国民の健康保持に支障をきたすだけでなく国民医療費の節減にも逆行することになりかねない。

以上の点から、保険で歯周病の治療・管理が十分にできるとともに、保険でより良く噛める入れ歯が提供できるなど、保険でより良い歯科医療が行えるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月26日

千葉県匝瑳市議会

内閣総理大臣 福田康夫様

厚生労働大臣 舩添要一様

以上、御審議いただきまして、御可決賜りますようお願いいたします。

次に、発議案第4号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、匝瑳市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成19年12月26日提出

匝瑳市議会議長 佐藤正雄様

提出者	匝瑳市議会議員	田村明美
賛成者	〃	浪川茂夫
〃	〃	栗田剛一
〃	〃	佐藤悟

なお、意見書の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止を求める意見書（案）

政府は、第164回通常国会において「医療制度改革関連法」を成立させ、平成24年3月末で12万床の介護療養病床を廃止し、平成18年現在23万床ある医療療養病床（回復期リハビリテーション病棟を除く）を15万床に削減することとした。

介護療養病床の廃止・医療療養病床の大幅削減は、唐突に出されたもので、医療や介護の現場をまったく無視したものであり、特別養護老人ホームの待機者数は、全国で30万人以上と推計されている。

昨年厚生労働省がまとめた都道府県の「療養病床アンケート調査」では、日中・夜間とも自宅では介護できる人がいないとの回答が、「医療療養病床（54.3%）」「介護療養病床（61.4%）」にもものぼっている。

また、同調査では、医療療養病床における医療区分1のうち、最低でも59.7%の患者が「都道府県が例示した医療処置」を実施しており、介護療養病床における医療区分1のうち、最低でも58.4%が「都道府県が例示した医療処置」を実施していることが判明している。

療養病床の転換先として、介護老人保健施設や特定施設などを示しているが、こうした施設では、介護療養型や医療療養病床のように必要な医療は提供できない。

このまま介護療養病床が廃止され、医療療養病床が大幅に削減されれば、どこにも行き場のない、いわゆる「医療難民」「介護難民」が各地であふれることは明らかである。

については、地域住民が、いつでも、どこでも安心して必要な入院医療を受けられるようにするために、下記の事項を要望する。

記

- 1 介護療養病床廃止、医療療養病床大幅削減計画を中止すること。
- 2 地域住民が安心して暮らせるように、医療、介護、福祉制度や施設等の基盤を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月26日

千葉県匝瑳市議会

内閣総理大臣 福田 康 夫 様

厚生労働大臣 舩 添 要 一 様

以上、御審議いただきまして、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、発議案第5号 後期高齢者医療制度の施行中止・撤回を求める意見書について  
上記の議案を別紙のとおり、匝瑳市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成19年12月26日提出

匝瑳市議会議長 佐 藤 正 雄 様

提出者	匝瑳市議会議員	田 村 明 美
賛成者	〃	浪 川 茂 夫
〃	〃	栗 田 剛 一
〃	〃	佐 藤 悟

なお、意見書の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

後期高齢者医療制度の施行中止・撤回を求める意見書（案）

政府は、平成20年4月から75歳以上の高齢者を対象に「後期高齢者医療制度」を創設するとともに、70歳から74歳の前期高齢者に対して窓口負担を1割から2割負担に引き上げようとしています。

新しい制度は高齢者への過酷な負担と医療内容が制限され、高齢者の命と健康を脅かすものです。

具体的には、①現在扶養家族となっていて、保険料を負担していない人を含め、75歳以上のすべての高齢者から保険料（平均年間7万6,500円＝千葉県の試算）を徴収する、②少ない年金から保険料を天引きする、③保険料を払えない人に対し保険証をとりあげ、医療が受けられない、④受けられる医療を制限し、差別する「別立て診療報酬」を制度化する、などです。

これに対し、収入の無い高齢者、弱者に重い負担・痛みを押しつける新制度に怒りの声が

全国でまき起こり全国の自治体・議会・広域連合から緊急の見直し要求が出されています。

政府も「凍結」方針を打ち出しました。しかし、「凍結」は6ヶ月、更に6ヶ月は9割軽減で抜本の見直しではありません。数ヶ月・1年で「解凍」では高齢者に対する痛みの先送りでしかありません。

そもそも病気になりがちな高齢者の医療については、長年の社会貢献にふさわしく国と大手企業が財政負担をし、高齢者が安心して医療を受けられるようにするのが政治の責任です。

このことは、ヨーロッパ諸国では常識であり、高齢者に高負担と医療の制限・差別医療を推進している国はどこにもありません。

匝瑳市にとっても、実務的負担がのしかかります。

以上の理由から、市内の多くの高齢者、市民が求めている下記について勇断され高齢者に思いやりのある施策を実施されるよう要望いたします。

- 1 後期高齢者医療制度について、来年4月からの実施を中止・撤回すること。
- 2 70歳から74歳の前期高齢者による窓口負担1割から2割負担への引き上げをやめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月26日

千葉県匝瑳市議会

内閣総理大臣	福田康夫様
財務大臣	額賀福志郎様
厚生労働大臣	舩添要一様
総務大臣	増田寛也様
衆議院議長	河野洋平殿
参議院議長	江田五月殿

以上、御審議いただきまして、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤正雄君） 発議案第3号、発議案第4号及び発議案第5号の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま上程いたしました発議案4件の審議について、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、全員審議とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。よって、発議案4件については全員審議とすることに決しました。

これより質疑に入ります。

発議案第2号 日豪EPA並びにFTA交渉に対する意見書についてを議題とします。

質疑を許します。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） この意見書については、内容的には、今の日本農業、そして匠瑳市の農業の実態からしごく当然の意見書の内容だと、このように思います。ただ、お願いがあるんですが、この文章の中で、日豪の経済連携協定及び自由貿易協定の交渉に対して、もしこれを実施するということになるとうなるかというのが、ことしの2月16日でしたか、経済財政諮問会議からの要請で農水省が試算を打ち出したんです。その試算の数値からこの数値が若干違いがある。

例えば、5行目の「関連産業や地域経済への影響を含めると2兆～3兆円の規模となるとされています。」と、こうなっていますが、農水省の試算だと全体で3.6兆円と、3.6兆円の減少になると、こういうことがはっきりうたわれているわけです。これ政府の試算でそうなっているわけです。

それと、「また、食料自給率は30%台に低下するなど」と書いてありますが、農水省の試算では、これが、現在39%ですよね、食料自給率ね。これが二つの協定を推進して関税をゼロにするということになると12%になると、こういうようなことが言われて、この30%という根拠が、私、ちょうど産業建設常任委員じゃありませんので、その議論には加われなかったんですが、事実は12%になるということなんです。

ですから、もっとさらに具体的にすれば、例えば、肉牛、議員の同僚の皆さんも肉牛をやっている方もいますが、これが、現在よりも79%の生産が減少する。あるいは酪農関係、酪農をやっている同僚議員もいますが、これもマイナス88%の国内での牛乳の生産減少になる。小麦に至っては99%減少と、ほとんどなくなると、砂糖は100%ということ、これが農水省の試算の状況ですので、さらに耕地面積等も日本国内の耕地が60%減少し、面積的には272万ヘクタール耕地がなくなると、こういうのが農水省の試算で明らかになっているので、その辺、提案者の了解を得て、議長の方で提出には正確さをさらに期して内容を精査して、意見書を出していただきたいという形で、まず提案者の了解をいただいた上で、そういうふうにしていただきたいなど、こういうふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（佐藤正雄君） 佐藤悟君。

○12番（佐藤 悟君） 一応意見書について提案されましたので、もしそれが事実と異なる

なら、今、大木議員さんが言われましたのが事実ならば、やっぱり意見の相違ということで事実の方を訂正しても構いませんと思います。あくまでも意見書について上がったもので、よろしくをお願いします。

○議長（佐藤正雄君） 實川事務局長。

○議会事務局長（實川豊治君） 意見書は、先ほどの陳情書の方をもとにされておまして、意見書の中身を修正することはできません。できないとされております。したがって、もしどうしてもということであれば、取り下げをして、最初から新しい内容で出し直すこととなりますので、その辺はご了解ください。

○議長（佐藤正雄君） 大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 先ほども冒頭で申し上げましたけれども、大局的には、この内容は妥当だと思うんですが、数値的に不正確さがありますので、私も、この審査には本会議でも、それから常任委員会でも、そこに加わるができなかったので意見を申し述べる時がなかったわけです。ですから、今、局長が言われるように、そういうことであるということであれば、やむなく大局的にはいい内容でありますので、それはそれとしていいんでしょうけれども、もう少し審査の段階で提案者に対する、とりわけ紹介議員が浪川議員ですので、その辺、終わってから結構だと思うんですが、事実関係を正していただいて、これはこれで採択をしても結構だと、私も賛成する立場ですから。ただ、数値の問題が、先ほど言ったように30%と12%では随分違いがありますから、何を根拠にしてこういうような30%というのが出たのか、私もちょっと理解に苦しむんですよね。農水省自体が日本農業新聞とかいろいろなところにもう大きく報道された内容ですから、これ一目瞭然なんですよ、この協定交渉が推進され、関税がゼロになった場合の状況ということは。

この程度にとどめますが、そういう点、より慎重に、特に紹介議員等よろしく願いしたいなど、要望はしておきたいというふうに思います。

○議長（佐藤正雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） お諮りいたします。発議案第2号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。

これをもって発議案第2号の質疑を打ち切ります。

発議案第3号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書についてを議題とします。  
質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤正雄君) お諮りいたします。発議案第3号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤正雄君) 御異議なしと認めます。

これをもって発議案第3号の質疑を打ち切ります。

発議案第3号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書についてを議題とします。  
質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤正雄君) お諮りいたします。発議案第3号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤正雄君) 御異議なしと認めます。

これをもって発議案第3号の質疑を打ち切ります。

発議案第4号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止を求める意見書についてを  
議題とします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤正雄君) お諮りいたします。発議案第4号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤正雄君) 御異議なしと認めます。

これをもって発議案第4号の質疑を打ち切ります。

発議案第5号 後期高齢者医療制度の施行中止・撤回を求める意見書について議題としま  
す。

質疑を許します。

大木傳一郎君。

○24番(大木傳一郎君) 議会でこの4本の意見書を発議案として出て、最終的にこれから

表決を付して、匝瑳市議会としての意思決定をするわけです。その前にやっぱり一言言っておきたいのは、匝瑳市議会としての良識ある意思決定をした場合、やっぱり執行部の皆さんも、こういう立場に立った対応を、議会と執行部が一体になって、今回の場合は農業問題と、それから医療、福祉の問題の意見書を政府関係機関に提出するわけですから、執行部の皆さんも、その立場に立った今後の行財政運営をしっかりとやっていただきたいということを要望しておきたいというふうに思いますので、議長の方で、これからもぜひその立場でご尽力されることを要望しておきたいというふうに思います。

○議長（佐藤正雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） お諮りいたします。発議案第5号の質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。

これをもって発議案第5号の質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところは通告がありません。

お諮りいたします。討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を省略して採決に入ります。

これより発議案の採決に入ります。

ただいまの出席議員数は20名であります。

発議案第2号 日豪EPA並びにFTA交渉に対する意見書について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

発議案第3号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

発議案第4号 介護療養病床廃止・医療療養病床削減計画中止を求める意見書において、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。

発議案第5号 後期高齢者医療制度の施行中止・撤回を求める意見書について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐藤正雄君） 起立全員、賛成全員であります。よって、発議案第5号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議案第2号から発議案第5号については、意見書の提出でありますので、地方自治法第99条の規定により、関係行政機関に提出いたします。

お諮りいたします。ただいま意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理については議長に一任することに決しました。



### 日程の追加

○議長（佐藤正雄君） ここでお諮りいたします。

12月7日付をもって、東総衛生組合議会議員浪川茂夫君、椎名嘉寛君、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会議員佐藤浩巳君、田村明美君、浅野勝義君、匝瑳市横芝光町消防組合議会議員行木勲君、小川昌勝君、佐藤悟君、石田加代君、東総地区広域市町村圏事務組合議会議員大木傳一郎君、苅谷進一君、八匠水道企業団議会議員林日出男君、佐藤正雄君、江波戸友美君、武田光由君、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員行木勲君、以上、16名の議員から各一部事務組合議会議員の辞職願が提出されました。なお、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議

会議員については、任期が平成20年2月1日までとなっております。したがいまして、16名のほか、平成20年2月2日からの本組合議会議員3名を選出することになります。よって、この際、各一部事務組合議会関係議員の補欠選挙を日程に追加し、議題としたいと思います。なお、この件については、議会運営委員会において了承を得た事項でありますことを申し添えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤正雄君) 御異議なしと認めます。

よって、各一部事務組合議会関係議員の補欠選挙を日程に追加し、議題とすることに決しました。



#### 一部事務組合議会関係議員の補欠選挙

○議長(佐藤正雄君) これより各一部事務組合議会関係議員の補欠選挙を議題とします。

お諮りいたします。各一部事務組合議会関係議員の補欠選挙につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤正雄君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については指名推選で行うことと決しました。

お諮りいたします。ただいまの指名推選については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

大木傳一郎君。

○24番(大木傳一郎君) 私は、正副議長に一任という形で処置をしていただきたいと。それから、当然全面的な一任ということではなく、前例に従って各党、各派の代表者会議を当然開いていただいて、そこで各派の意見を十二分に組みつくして、最終的に正副議長一任という形で取り計らいをいただきたいと。その中で、原則的には、前例に従って、全議員が公平に配分される、前回の前例に従って、公平な分担というのか、配分をするということを原則にして、正副議長に御尽力をいただきたいと、そのことを強くお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長(佐藤正雄君) 御意見として伺っておきたいと思います。

大木傳一郎君。

○24番(大木傳一郎君) 御意見ということではなくて前例としてはそうやってきたわけです

よね。それをやらないということもあり得るということですか。

各派代表者会議を開いて、それで前回と同じように各議員、公正に進めるという、いわゆる前例を伺っておくだけで、やらない場合もあるというふうに理解していいわけですか。それとも、前例に従ってやるということなんでしょうか。その辺ははっきりしていただきたいと思います。

○議長（佐藤正雄君） 今の御意見ですけれども、議長一任を受けてやっていきたいと思えます。ということは、前例どおりかもしれませんし、それをここの議場の中でどうこう申し上げるということは差し控えたいと思えます。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） 従来は、そういうようなことで、そのようにはからいますというような形で今やってきたわけですから、ぜひそういうふうに全員の皆さんの意見を尊重すると、当然、正副議長がそうしていただければ、議事運営が今後大変になるわけですから、そうすると思いますが、やっぱりその辺ははっきりさせていただきたいと。

（「議長一任」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 議長一任でひとつお願いしたいと思えます。

お諮りいたします。ただいまの指名推選については、議長において指名することにいたしたいと思えます。

大木傳一郎君。

○24番（大木傳一郎君） そうすると議長あれですか、各派代表者会議も開かないということですか。

○議長（佐藤正雄君） やります。

○24番（大木傳一郎君） 開くなら開くではっきり言ってください。

○議長（佐藤正雄君） お諮りいたします。ただいまの指名推選については、議長において指名することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することと決しました。

暫時休憩をいたします。

午後 1時40分 休 憩

午後 2時38分 再 開

○議長（佐藤正雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより各一部事務組合議会関係議員の被選挙人を指名いたします。

初めに、東総衛生組合議会議員について申し上げます。

本組合議員は組合規約第5条第3項の規定により、本市議会から議員2名を選挙することになります。よって、山崎剛君、岩井孝寛君の2名を指名いたします。

次に、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会議員について申し上げます。

本組合議員は、組合規約第6条第2項の規定による議員2名を、また、同条第4項の規定による議員1名を本市議会から選挙することとなります。よって、第6条第2項の議員に、林英士夫君、石田加代君、同条第4項の議員に小川博之君を指名いたします。なお、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会議員については、任期が平成20年2月1日までとなっておりますので、さらに平成20年2月2日以降の議員として、第6条第2項の議員に林英士夫君、石田加代君、同条第4項の議員に小川博之君を指名いたします。

次に、匝瑳市横芝光町消防組合議会議員について申し上げます。

本組合議員は、規約第5条第2項第1号の規定により、本市議会から議員4名を選挙することになります。よって、行木勲君、佐藤浩巳君、越川竹晴君、武田光由君の4名を指名いたします。

次に、東総地区広域市町村圏事務組合議会議員について申し上げます。

本組合議員は、組合規約第6条第2項の規定により議長のほか議員2名を選挙することになります。よって、議長のほか、石田勝一君、荻谷進一君を指名いたします。

次に、八匝水道企業団議会議員について申し上げます。

本企業団議員は、規約第6条及び第7条の規定により、本市議会から議長のほか議員4名を選挙することとなります。よって、議長のほか、佐瀬公夫君、江波戸友美君、椎名嘉寛君、川口明和君の4名を指名いたします。

最後に、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員について申し上げます。

規約第8条の規定により、本市議会から議員1名を選挙することとなります。よって、大木傳一郎君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました各位を各一部事務組合議会関係議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました各位が各一部事務組合議会関係議員に当選されました。

そのまま暫時休憩いたします。

午後 2時41分 休 憩

---

午後 2時42分 再 開

○議長（佐藤正雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

前回の議事を継続いたします。

ただいま各一部事務組合関係議員の名簿を配付しましたが、配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 配付漏れなしと認めます。

各一部事務組合議会関係議員に当選されました各位が議場におられますので、本席より会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。また、文書による告知は省略いたします。なお議場にいない議員につきましては、文書により告知をいたします。

以上をもちまして、一部事務組合議会関係議員の選出を終わります。



#### 日程の追加

○議長（佐藤正雄君） 本日、議会運営委員会委員長より、地方自治法第109条の2第4項に規定する議会運営委員会の所管事務調査について、会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査とする申し出がありました。申出書はお手元に配付のとおりであります。

なお、配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。閉会中の所管事務調査申出書の件を本日の日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の所管事務調査申出書の件を議題とすることに決しました。



#### 閉会中の所管事務調査申出書の件

○議長（佐藤正雄君） 閉会中の所管事務調査申出書の件を議題とします。

お諮りいたします。閉会中の所管事務調査申出書の朗読を省略して、直ちに浪川議会運営委員会委員長から説明を求めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。

これより、閉会中の所管事務調査申出書の件について、浪川議会運営委員会委員長から説明を求めます。

浪川議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員長浪川茂夫君登壇〕

○議会運営委員長（浪川茂夫君） それでは、閉会中の所管事務調査申出書について御説明いたします。

議会運営委員会の所管は、議会運営が主な所管事項であり、定例会、臨時会の開会に向け、事前にこの委員会を開催し、日程等の協議を行っているところであります。これは、定例会等の前に開催していますので、議会の閉会中に議会運営委員会を開催することになります。委員会の開催は、他の常任委員会と同様に、原則議会の開会中に開催できるものであります。閉会中に議会運営委員会を開催するためには、その調査案件を付し、議会で閉会中の継続審査とする旨の議決をいただくことが必要となります。このことから、閉会中に議会運営委員会を開催できるように申し出を行い、本会議で所定の手続をお願いするものであります。

別紙の私から議長あての申出書をごらんいただき、説明にかえさせていただきます。

以上、御審議の上、議員各位の御賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（佐藤正雄君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） お諮りいたします。閉会中の所管事務調査申出書の件について、質疑を打ち切ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤正雄君） 御異議なしと認めます。これをもって質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。地方自治法第109条の2第4項に規定する議会運営委員会の所管事務調査について、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤正雄君) 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の所管事務調査については閉会中の継続審査とすることに決しました。



#### 閉会について

○議長(佐藤正雄君) お諮りいたします。今定例会に付議された事件はすべて議了されました。よって、会議規則第8条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤正雄君) 御異議なしと認めます。よって、今定例会は本日をもって閉会することに決しました。



#### 議長あいさつ

○議長(佐藤正雄君) ここで、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る12月7日に招集されて以来、会期20日間にわたりましたが、この間における、皆様方の御精励と御苦勞に対しまして衷心より深く感謝を申し上げる次第であります。皆様方におかれましては、時節柄御自愛の上、さらに一層の御活躍をお祈り申し上げまして、簡単ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。



#### 閉会の宣告

○議長(佐藤正雄君) これにて匝瑳市議会平成19年12月定例会を閉会いたします。

午後 2時48分 閉 会